

奈良県公安委員会告示第117号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定に基づき、令和5年8月8日をもって、次のとおり運転免許取得者等検査の認定をしたので、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定に基づき公示する。

令和5年9月5日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

| 認定をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 | 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 | 運転免許取得者等検査の方法の区分 | 運転免許取得者等検査の方法の名称 |
|---|----------------------|-----------------------|---|------------------|
| 名称：株式会社ナモト 住所：大阪市平野区加美鞍作一丁目8番17号 代表者：名元正光 | 橿原自動車教習所 | 橿原市太田市町21番地の1 | 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号に掲げる方法 | 認定認知機能検査 |